

山江村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

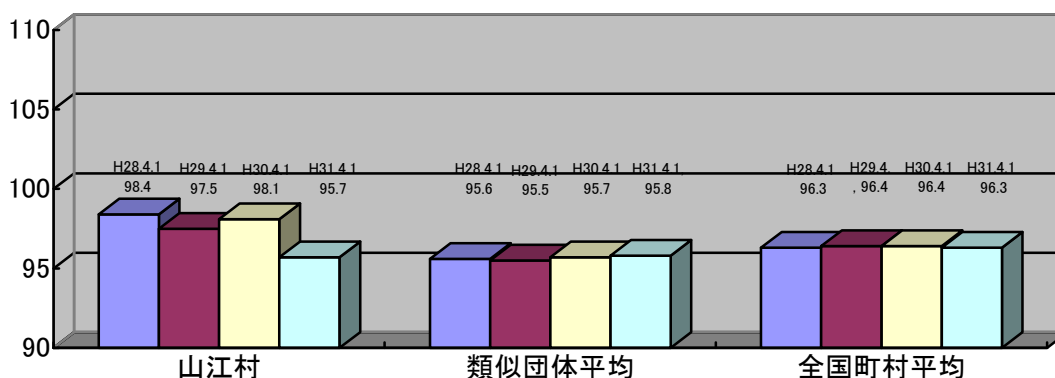
区 分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人	千円	千円	千円	%	%
	3,514	3,669,502	203,881	478,252	13	13.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B/A	(参考)〇〇〇 平均一人当 り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	55	181,590	21,064	74,038	276,692	5,031	5,429

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%程度引下げ。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

対象地域外のため支給なし。

③ その他の見直し内容

該当なし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山江村	36.9歳	271,000円	305,080円	292,606円
熊本県	43.3歳	329,873円	404,820円	356,965円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	40.4歳	294,223円	344,020円	323,330円

(注) 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（31年4月1日現在）

区 分		山江村	熊本県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	187,200円	180,700円
	高校卒	148,600円	153,000円	148,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,500円	341,500円	396,000円	—
	高校卒	226,100円	322,900円	363,600円	—

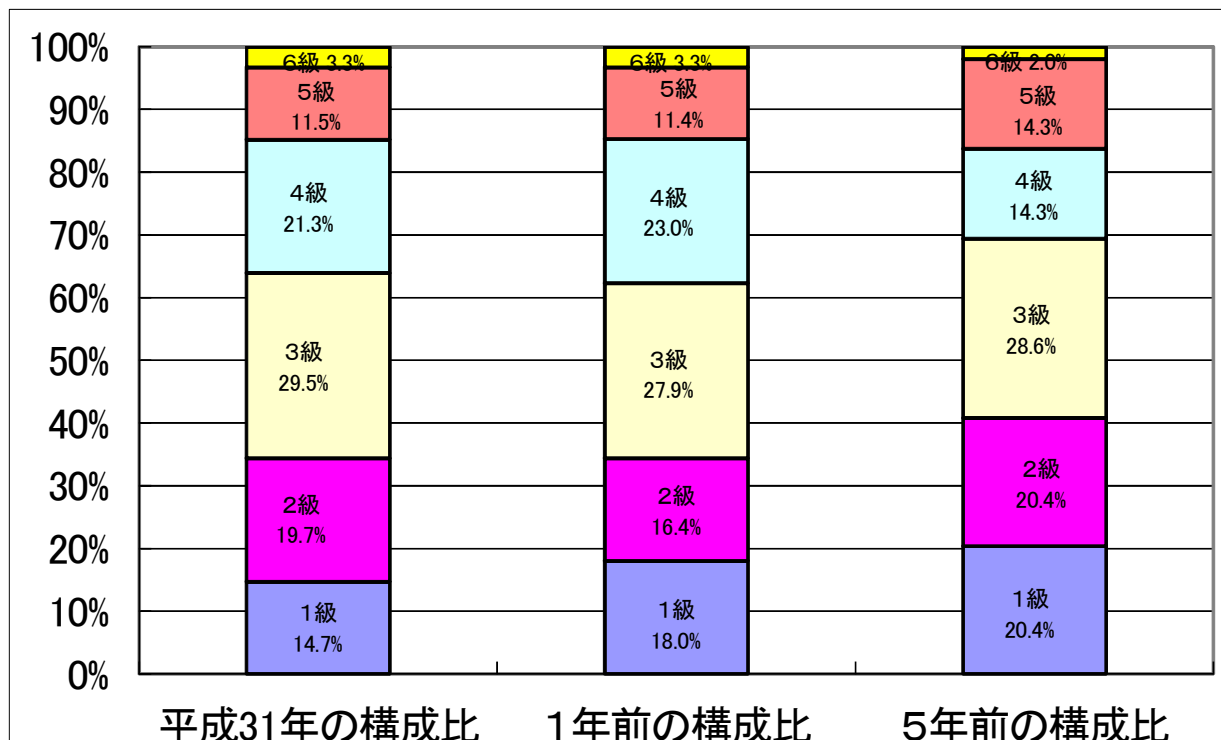
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	9人	14.7%	144,100円	247,600円
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事の職務 主査の職務	12人	19.7%	194,000円	304,200円
3 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主査の職務 係長の職務	18人	29.5%	230,000円	350,000円
4 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う係長の職務 主幹の職務 事務局長の職務	13人	21.3%	263,000円	381,000円
5 級	課長、事務局長の職務	7人	11.5%	288,900円	393,000円
6 級	総務課長の職務 高度な知識経験を必要とする業務を行う課長の職務	2人	3.3%	319,200円	410,200円

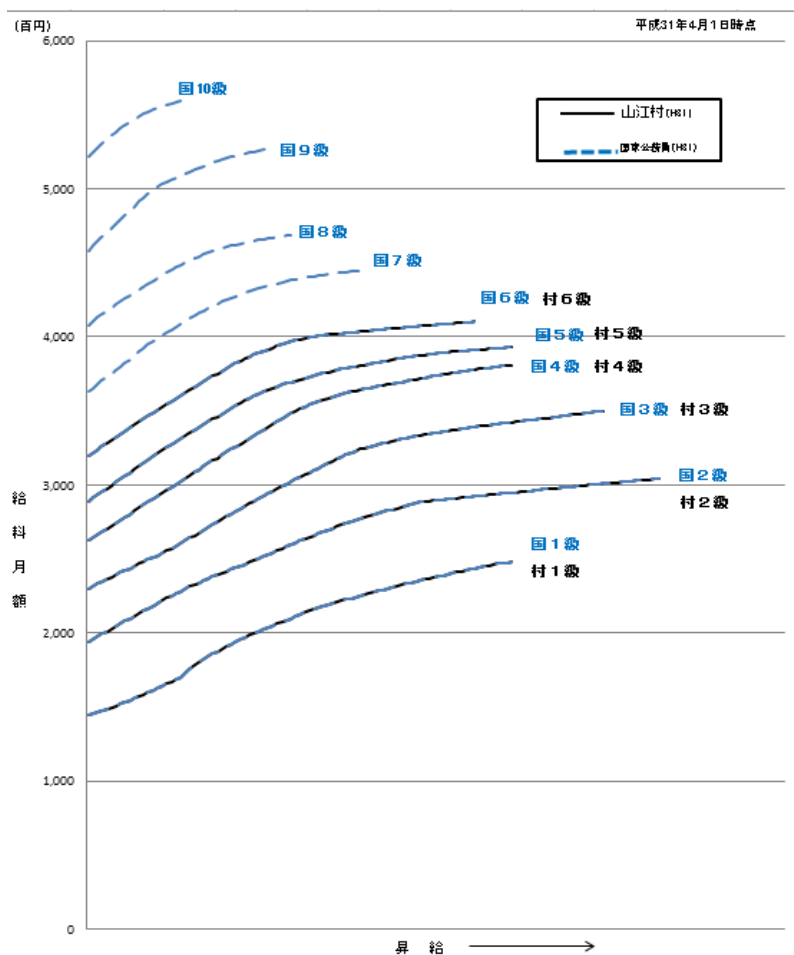
(注) 1 山江村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (31年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（山江村）

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山江村	熊本県	国
1人当たりの平均支給額（30年度） 1,294千円	1人当たりの平均支給額（30年度） 1,718千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（山江村）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				

上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（31年4月1日現在）

山江村				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置			
一人当たり平均支給額 - 千円 - 千円				(割増率2~45%)			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（31年4月1日現在）

制度なし

(4) 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		0%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給 単価
伝染病防疫作業手当	伝染病の防疫に従事する職員	伝染病菌の附着等物件処理	0千円	日額200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	4,157千円
職員一人当たり平均支給年額（30年度決算）	82千円
支給実績（29年度決算）	3,918千円
職員一人当たり平均支給年額（29年度決算）	75千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 ①16～22歳 1人に5,000円加算 上記以外 6,500円	同		7,258千円	241,933円
住居手当	家賃を支払っているもの ①月額23,000以下の家賃 家賃額－12,000円 ②月額23,000円～55,000円 家賃額－23,000円×1/2+11,000円 ③月額55,000円以上 27,000円	同		3,018千円	251,500円
通勤手当	交通機関、自動車の使用及び併用者 ①5 ^分 未満2,000円 ②5～10 ^分 未満4,200円 ③10～15 ^分 未満7,100円 ④15～20 ^分 未満10,000円 ⑤20～25 ^分 未満12,900円 ⑥25～30 ^分 未満15,800円	同		1,490千円	40,270円
管理職手当	課長の職に属するもの ①総務課長の職32,000円 ②課長の職27,000円	異	手当額	2,976千円	330,667円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額×100分の135×時間	同		0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況 (31年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額	等
料 給 市区町村長	740,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 827,000円 / 498,000円	

	副市町村長	(— 円) 568,000円 (— 円)	667,000円 / 457,000円
報酬	議長	289,000円 (— 円)	316,000円 / 186,300円
	副議長	238,000円 (— 円)	265,000円 / 129,600円
	議員	216,000円 (— 円)	257,000円 / 109,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(30年度支給割合) 2.6月分	
	議長 副議長 議員	(30年度支給割合) 2.6月分	
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
		740,000×在職年数×500/100 568,000×在職年数×290/100	14,800,000円 6,588,800円
	備考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

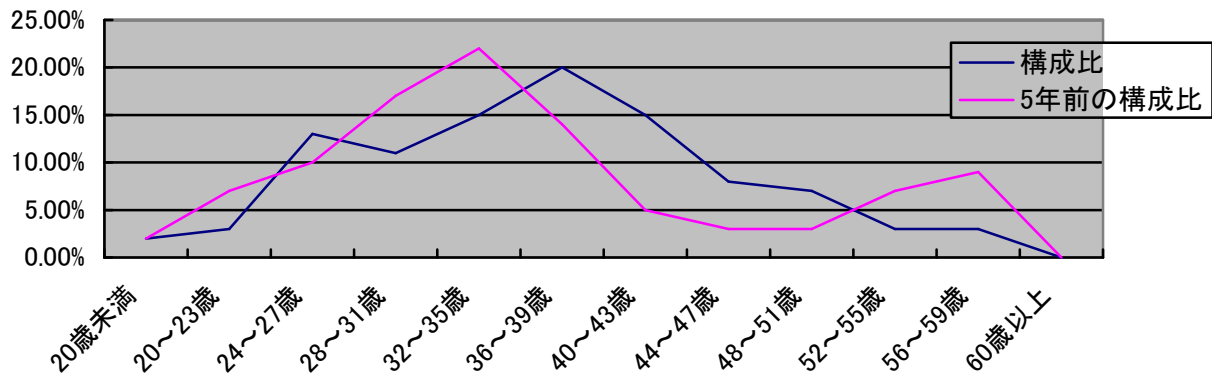
区分	職員数	対前年	主な増減理由
----	-----	-----	--------

部 門			平成31年	平成30年	増 減 数	
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1		△ 1 税 務 : 休 職 者 に 対 す る 不 補 充
		総 務	20	20		
		税 務	5	6		
		民 生	5	5		
		衛 生	4	4		
農 林 水 産		8	8			
商 工	2	2				
土 木	4	4				
計		49	50		< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 139.44 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 192.18 人)	
教 育 部 門		6	6			
消 防 部 門						
小 計		55	56		< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 156.52 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 225.77 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	1	1			
	下 水 道	1	1			
	そ の 他	4	4			
小 計		6	6			
合 計		61	62	△ 1	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 173.59 人	
		[67]	[67]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (31年4月1現在)



区 分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	2人	8人	7人	9人	12人	9人	5人	4人	2人	2人	0人	61人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	46	47	47	48	50	49	3(6.5%)

教育	6	6	6	7	6	6	0(0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	52	53	53	55	56	55	3(5.8%)
公営企業等会計計	7	6	6	6	6	6	△1(△14.3%)
総合計	59	59	59	61	62	61	2(3.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

該当職種なし